

議第 4 4 号

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 5 条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ 略 <u>エ ア(イ)の就労支援員のうち，一人以上は，常勤でなければならない。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(5) ・ (6) 略</p> <p>2 ・ 3 略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は，第 5 条第 1 項第 1 号エ，第 2 号エ及びオ，第 3 号エ，第 4 号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）<u>及びエ並びに</u>第 5 号イの規定</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 5 条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(5) ・ (6) 略</p> <p>2 ・ 3 略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は，昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は，第 5 条第 1 項第 1 号エ，第 2 号エ及びオ，第 3 号エ，第 4 号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）並びに第 5 号イの規定にかか</p>

にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち市長が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(1)・(2) 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第1項に規定する指定自立訓練

ならず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち市長が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(1)・(2) 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。第36条第3項において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立

(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

## 2 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

### 第27条 略

#### 2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

#### 6～10 略

(職場への定着のための支援の実施)

### 第36条 略

#### 2 略

訓練(生活訓練)事業者(同令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

## 2 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

### 第27条 略

#### 2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

#### 6～10 略

(職場への定着のための支援等の実施)

### 第36条 略

#### 2 略

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B

	<p>型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第52条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第52条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(13) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(1)～(13) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p>
	<p>4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>
	<p>第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p>2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>
	<p>3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>

(非常災害対策)

第49条 略

2 略

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第52条 略

(身体拘束等の禁止)

第53条 略

2 略

(非常災害対策)

第49条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第52条 略

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第53条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適

正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。